

【経済産業省（資源エネルギー庁）】

要望事項	コメント
<p>① 2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス排出2013年度比46%削減の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画が策定されたが、国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。</p>	<p>原子力については、本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で示したように、2050年カーボンニュートラルを実現するため、必要な規模を持続的に活用していく方針です。</p> <p>資源に乏しい日本において、気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価な電力を供給する上では、安全を最優先に、原子力を活用していくことが必要不可欠と考えています。</p> <p>こうした国の方針について、立地自治体や周辺自治体の皆様に向けた理解活動を丁寧に進めることが重要と考えています。</p> <p>引き続き、立地自治体や周辺自治体の皆様に対し、国のエネルギー政策や原子力発電所の必要性などについて、丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、国が前面に立って、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>② 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。</p>	<p>本年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画で示したように、使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウム等を原子力発電所において再利用する核燃料サイクルを推進することが政府の基本方針です。</p> <p>この方針に沿って、日本原燃は、安全確保を大前提に、六ヶ所再処理工場の竣工に取り組んでいます。昨年、原子力規制委員会の安全審査に合格したことは、核燃料サイクル政策における大きな前進と認識しており、引き続き、竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めてまいります。</p> <p>こうした課題をはじめ、核燃料サイクルの課題の解決に向けて、国が前面に立って、事業者とともに着実に取り組んでまいります。</p>

県の重点要望（関係部分抜粋）に対する各省庁の対応

要望事項	コメント
<p>③ 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと。</p>	<p>原子力発電所の再稼働にあたっては、住民の皆様の幅広い御理解が重要であり、国が前面に立って、丁寧な説明を尽くすなど最善の努力をしております。その際、立地自治体のみならず、周辺自治体の皆様の声もしっかり受け止め、丁寧に取り組んでまいります。</p> <p>なお、再稼働に際しての理解確保のための活動範囲や方法については、各地の事情が様々であることから、国が法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実情を踏まえて、対応することとしています。</p> <p>今後とも、立地自治体や周辺自治体の皆様に寄り添って、原子力発電所の再稼働についての御理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>
<p>④ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。</p>	<p>原子力安全・防災対策の充実は、地域住民の安全・安心の観点から重要であると認識しています。これまでも、内閣府等の関係省庁と密接に連携、協力し、防災資機材の整備などに取り組んでまいりました。</p> <p>特にご要望いただいた、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費については、現状、原子力防災関連支援制度の直接の対象となっていませんが、原子力安全・防災対策は、立地自治体や周辺自治体の重要な業務の一つになっていると認識しています。</p> <p>このため、引き続き、内閣府等の関係省庁とも連携し、原子力安全・防災対策の充実に向けて、しっかり取り組んでまいります。</p>

県の重点要望（関係部分抜粋）に対する各省庁の対応

【原子力規制庁】

要望事項	コメント
<p>⑤ 島根原子力発電所2号機については、令和3年9月15日に原子炉設置変更が許可され、原子力規制委員会から、県議会や住民説明会で、審査結果の説明を受けたところ。</p> <p>県としては、これらの説明に対する意見・要望を踏まえ、再稼働について総合的に判断することとしているが、原子力事業者の監督官庁として安全対策に万全を期すこと。</p> <p>また、審査結果等について、県民や立地・周辺自治体に対し、引き続き丁寧にわかりやすく説明を行うこと。</p> <p>さらに、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと。</p>	<p>原子力発電所の安全対策については、当然ながら、引き続き厳正に審査、検査、その他諸々の監視活動を通じて、規制機関として尽くしてまいります。</p> <p>審査結果等については、これまでも住民説明会等で説明を行ってきましたが、追加が必要であれば、色々相談してきちんと対応したいと思います。</p> <p>引き続き、設計及び工事計画の認可の審査、保安規定の審査についても、しっかり厳格に行ってまいります。</p>
<p>⑥ 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。</p>	<p>組織・人員体制、手順については、保安規定の審査できっちりやりますが、実際面は検査で確認する必要があります。</p> <p>新しい検査制度が導入され、常駐する検査官が、いわゆるフリーアクセスで抜き打ち的に日々監視することで、事業者側に緊張感を与える効果が出ているのではないかと思います。検査の過程できっちり監視していきたいと思っています。</p>

県の重点要望（関係部分抜粋）に対する各省庁の対応

【内閣府原子力防災担当】

要望事項	コメント
<p>⑦ 関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会において島根地域全体の避難計画である緊急時対応がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されたところであるが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと。</p> <p>また、地域原子力防災協議会での検討等を踏まえた島根地域全体の避難対策について、県民や立地・周辺自治体に丁寧にわかりやすく説明を行うこと。</p>	<p>島根地域の緊急時対応については、訓練などを通じて、継続的に検証、改善していくことが重要であり、引き続き、避難計画の具体化・充実化のための必要な支援を行っていきます。</p> <p>実動組織による支援については、自治体からの要請があれば、全国的な支援を実施する考えです。</p> <p>訓練についても、実動組織が参加して実施するのが重要であり、そうした訓練を積み重ねていきたいと思えます。</p> <p>複合災害に関しては、内閣府でも、まず先に一般災害が起こる想定で、一般防災と原子力防災の連携を強化してきています。</p> <p>島根地域における避難対策については、立地・周辺自治体の議会や住民説明会など様々な場でご説明をさせていただいたところですが、様々な機会や方法により、より丁寧な説明を心がけていきます。</p>
<p>⑧ 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。</p> <p>また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて、新たに補助対象に加えること。</p>	<p>必要な資機材の整備等については、これまで緊急時安全対策交付金等により財政支援を行ってきているところですが、相談いただければ、工夫は様々できると思えますので、できるところは支援していきたいと思えます。</p>